省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
1	環境影響評価法に基づく方法書等についての意見書の提出	環境影響評価法第8条、18条	事業者が作成した方法書、及び準備書について、意見を有する者は、事業者に対し、意見書の提出によりそれを述べることができることを定めるもの。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	電磁的方法を可能とするための措置について、どのような方策をとりうるか、関係省ともよく調整しつつ、検討を行う。		防衛庁、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省
2	宅地建物取引（媒介契約締結時の書面交付）	宅地建物取引業法第34条の2第1項	媒介を依頼する意思の存在や媒介契約の内容を明確化する目的で、宅建業者が媒介契約を締結したときは、遅滞なく、一定の契約内容を記載した書面を作成して、記名押印し、依頼者に交付することとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
3	宅地建物取引（指定流通機構への登録証の交付）	宅地建物取引業法第34条の2第6項	一定の物件について、指定流通機構に登録されたことを依頼者が確認できるようにするため、宅地建物取引業者は、指定流通機構に登録した証書を依頼者に交付することとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
4	宅地建物取引（重要事項説明）	宅地建物取引業法第35条第1項	購入者等が取引上の重要事項について十分確認等した上で契約を締結できるようにし、不測の損害を防止する等の目的で、宅地建物取引業者が、契約締結前に、購入者等に対して取引主任者の記名押印をした書面を交付して、取引主任者をして重要事項説明をさせることとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
5	宅地建物取引（契約成立時の書面交付）	宅地建物取引業法第37条第1項	成立した契約の内容を明確化し、後の紛争等の生じる余地のないようにするため、宅地建物取引業者は、売買契約等が成立したときは、遅滞なく、取引主任者の記名押印のある一定の事項を記載した書面を交付することとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
6	宅地建物取引（クーリングオフ）	宅地建物取引業法第37条の2第1項	申込みの撤回等（クーリングオフ）の意思表示がなされたことの明確な根拠を残すため、クーリングオフを書面によって行うことを買主に義務付けている。	消費者の送った情報が宅地建物取引業者に到達したことについて、消費者サイドに立証責任を負わされる可能性があるため、消費者保護上問題がないかについて十分な検討が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
7	不動産特定共同事業契約（契約成立前の書面の交付）	不動産特定共同事業法第24条第1項	契約の申込者の保護を目的として、契約が成立するまでの間に、契約内容等について記載した書面の交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
8	不動産特定共同事業契約(契約成立時の書面の交付)	不動産特定共同事業法第25条第1項	契約者の保護を目的として、契約の成立時に、契約内容等について記載した書面の交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
9	不動産特定共同事業契約(クーリングオフ)	不動産特定共同事業法第26条第1項	契約の解除(クーリングオフ)の意思表示がなされたことの明確な根拠を残すため、クーリングオフを書面によって行うことを事業参加者に義務付けている。	消費者の送った情報が不動産特定共同事業者に到達したことについて、消費者サイドに立証責任を負わされる可能性があるため、消費者保護上問題がないかについて十分な検討が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
10	不動産特定共同事業契約(財産管理報告書の交付等)	不動産特定共同事業法第28条第2項	契約者の保護を目的として、定期に、不動産特定共同事業契約に係る財産管理の状況についての報告書の交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
11	マンション管理委託契約(重要事項説明)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条第1項	マンションの区分所有者等が取引上の重要事項について十分確認等した上で契約を締結できるようにし、不測の損害を防止する等の目的で、マンション管理業者が、契約締結前に、区分所有者等に対して管理業務主任者の記名押印をした書面を交付して、管理業務主任者をして重要事項説明をさせることとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきたマンション管理委託契約への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
12	マンション管理委託契約(契約成立時の書面交付)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第73条第1項	成立した契約の内容を明確化し、後の紛争等の生じる余地のないようにするため、マンション管理業務主任者は、マンション管理委託契約が成立したときは、遅滞なく、管理業務主任者の記名押印のある一定の事項を記載した書面を交付しなければならない。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきたマンション管理委託契約への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
13	マンション管理委託契約(管理事務の報告)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第77条第1項	委託契約に基づいて事務を執行していることを確認するため、マンション管理業者は、マンションの管理者等に対して、実施した管理事務について事業年度後に報告しなければならない。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきたマンション管理委託契約への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
14	不動産投資顧問業(投資顧問契約締結前の書面交付)	不動産投資顧問業登録規程第15条	不動産投資顧問契約を締結するときは申込者に対し、商号又は名称、報酬に関する事項、資本金額等を明らかにする書面を事前に顧客に対し交付することを義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引･手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
15	不動産投資顧問業(投資顧問契約締結時の書面交付)	不動産投資顧問業登録規程第16条	不動産投資顧問契約を締結したときは、顧客に対し、契約内容等を明らかにする書面を交付することを義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
16	不動産投資顧問業(投資顧問契約解約時の書面交付)	不動産投資顧問業登録規程第17条	契約を解除するときは、顧客に対し、書面交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
17	不動産投資顧問業(投資一任業務に係る資産状況報告書の交付)	不動産投資顧問業登録規程第18条	投資一任契約を締結している顧客に対し、当該顧客の資産の現状について説明した報告書の交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
18	不動産投資顧問業(投資一任業務に係る取引相手方への書面交付)	不動産投資顧問業登録規程第24条	投資一任業務に関し、不動産取引を行ったときは、取引の相手方に対し、宅地建物取引業者法35条1項及び2項各号並びに37条1項各号に規定する事項並びに取引価格の算定の根拠を記載した書面の交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
19	不動産投資顧問業(投資一任業務に係る取引内容記載書面の交付)	不動産投資顧問業登録規程第24条2項	投資一任業務に関し、顧客と当該総合不動産投資顧問業者の取締役若しくは利害関係人との間において不動産取引を行ったとき、又は不動産投資顧問契約を締結した顧客相互間において不動産取引を行ったときは、当該不動産投資顧問業者の顧客に対し、1.取引の相手方の商号又は名称及び住所並びに役員の氏名　2.当該取引の相手方と総合不動産投資顧問業者との関係　を記載した書面の交付を義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
20	権利処分承認申請手続	都市再開発法70条② 施行規則24条(様式5)	権利処分承認申請を個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対して行う場合、書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
21	権利変換を希望しない旨の申出	都市再開発法71条① 施行規則25条①(様式6)	権利変換を希望しない者が個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対してその旨を届け出る場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

（1）書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成１４年１２月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
22	借家権を希望しない旨の申出	都市再開発法71条③ 施行規則25条②（様式7）	借家権を希望しない者が個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対してその旨を届出る場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
23	権利変換を希望しない旨の申出の撤回	都市再開発法71条⑤⑥ 施行規則25条③（様式8）	権利変換を希望しない旨申出た者が個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対してその撤回を行う場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
24	借家権を希望しない旨の申出の撤回	都市再開発法71条⑤⑥ 施行規則25条③（様式9）	借家権を希望しない旨申出た者が個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対してその撤回を行う場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
25	権利変換計画に対する意見書	都市再開発法83条②	市街地再開発組合又は再開発会社が縦覧に供した権利変換計画に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
26	権利変換計画の変更に対する意見書	都市再開発法83条⑤	市街地再開発組合又は再開発会社が縦覧に供した権利変換計画の変更に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
27	権利変換計画の通知	都市再開発法86条①	個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が権利変換計画もしくはその変更の認可を受けた時等は関係権利者に関係事項を書面で通知することを義務付けている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであり、また、相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
28	特定施設建築物の建築計画内容（第一種）	都市再開発法99条の4 施行規則34条の3、37条の5（様式21、21の2）	第一種事業において特定建築者になろうとする者は、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対して建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に関する計画を提出することを義務付けられている。	実務上図面の添付が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
29	借家条件の裁定手続	都市再開発法102条② 施行規則35条（様式16）	借家条件協議が成立しない時に裁定を申し立てる際は、個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対して裁定申立て書の提出を義務づけている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引･手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成１４年１２月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
30	譲受け希望の申出	都市再開発法118条の2① 施行規則37条の2①（様式17）	建築施設部分の譲受け希望者が再開発会社に対してその希望の旨を届出る場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
31	賃借り希望の申出	都市再開発法118条の2⑤ 施行規則37条の2②（様式18）	施設建築物の一部の賃借りを希望する者が再開発会社に対してその希望の旨を届出る場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
32	譲受け希望の申出の撤回	都市再開発法118条の5① 施行規則37条の2③（様式19）	施設建築物の譲受けを希望した者が再開発会社に対してその撤回を行う場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
33	賃借り希望の申出の撤回	都市再開発法118条の5① 施行規則37条の2③（様式20）	施設建築物の一部の賃借りを希望した者が再開発会社に対してその撤回を届出る場合は書面にて行う。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
34	管理処分計画に対する意見書	都市再開発法118条の10	再開発会社が縦覧に供した管理処分計画に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
35	管理処分計画の変更に対する意見書	都市再開発法118条の10	再開発会社が縦覧に供した管理処分計画の変更に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
36	管理処分計画の通知	都市再開発法118条の10	再開発会社が管理処分計画もしくはその変更の認可を受けた時等は関係権利者に関係事項を書面で通知することを義務付けている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであり、また、相手方のアドレス特定が困難と考えられることから、今後の技術革新等を踏まえ引き続き検討。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
37	権利譲渡等の通知	都市再開発法118条の16 施行規則37条の7（様式22、23）	譲受け権の譲渡及び譲受け権を目的とする質権の設定については再開発会社に対して書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
38	合意成立の届出	都市再開発法118条の19② 施行規則37条の8（様式24）	譲受け予定者の権利が消滅する際に、その者と抵当権者等で権利の消滅に関する合意が成立した場合、再開発会社に対して書面での提出が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
39	特定施設建築物の建築計画内容（第二種）	都市再開発法118条の28② 施行規則34条の3、37条の5（様式21、21の2）	第二種事業において特定建築者になろうとする者は、再開発会社に対して建築計画及び当該特定施設建築物の管理処分に関する計画を提出することを義務付けられている。	実務上図面の添付が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
40	管理規約に対する意見書	都市再開発法133条① 施行令48条	権利者等に対して個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社が定める管理規約について意見書の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
41	住宅先行建設区への換地の申し出	土地区画整理法85条の2①③ 施行規則10条の2の2	個人施行者又は土地区画整理組合に対する住宅先行建設区への換地の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
42	住宅先行建設区の建築計画書	土地区画整理法85条の2② 施行規則10条の3	住宅先行建設区の建築計画書及びそれを明らかにするために個人施行者又は土地区画整理組合が必要と認める書類は書面交付が義務付けられている。	実務上図面の添付が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
43	市街地再開発事業区への換地の申し出	土地区画整理法85条の3① 施行規則10条の5	個人施行者又は土地区画整理組合に対する市街地再開発事業区への換地の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
44	高度利用推進区への換地の申し出	土地区画整理法85条の4① 施行規則10条の6①③	個人施行者又は土地区画整理組合に対する高度利用推進区への換地の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
45	高度利用推進区内の土地の共有持分を定める申し出	土地区画整理法85条の4② 施行規則10条の6②③	個人施行者又は土地区画整理組合に対する高度利用推進区内の土地の共有持分を与えるよう定めるべき旨の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
46	共同住宅区への換地の申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法14条① 施行規則7条①（様式2）	特定土地区画整理事業において、個人施行者又は土地区画整理組合に対して共同住宅区への換地の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
47	宅地の共有化の申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法15条① 施行規則8条①（様式3）	特定土地区画整理事業において、個人施行者又は土地区画整理組合に対して宅地の共有化の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
48	集合農地区への換地の申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法18条① 施行規則10条①（様式4）	特定土地区画整理事業において、個人施行者又は土地区画整理組合に対して集合農地区への換地の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
49	既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定を希望しない申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法68条② 施行規則37条①（様式8）	住宅街区整備事業において、個人施行者又は住宅街区整備組合に対して既存住宅区内に換地を定められるべき宅地の指定を希望しない旨の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
50	既存住宅区内に換地を定めるべき申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法68条③ 施行規則38条①（様式9）	住宅街区整備事業において、個人施行者又は住宅街区整備組合に対して既存住宅区内に換地を定めるべき旨の申出及びそれに添付する同意書は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
51	宅地の立体化に係る金銭による清算の申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法74条③ 施行規則47条（様式12）	住宅街区整備事業において、個人施行者又は住宅街区整備組合に対して宅地の立体化に係る金銭による清算の申出は書面交付が義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
52	管理規約に対する意見書	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法100条① 施行令42条②	住宅整備街区事業において、個人施行者又は住宅街区整備組合が縦覧に供した管理規約に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	なし
53	倉荷証券の発行	水産業協同組合法第12条第2項	寄託者から請求があった場合は倉荷証券を発券しなければならない。	商法627条の考え方に従う（商法における倉荷証券の考え方に従う。）。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	農林水産省

省庁名　国土交通省

（1）書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
54	倉荷証券の発行	森林組合法 第15条第3項	寄託者から請求があった場合は倉荷証券を発券しなければならない。	商法627条の考え方に従う（商法における倉荷証券の考え方に従う。）。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	農林水産省
55	倉荷証券の発行	商店街振興組合法 第14条第2項	寄託者から請求があった場合は倉荷証券を発券しなければならない。	商法627条の考え方に従う（商法における倉荷証券の考え方に従う。）。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	農林水産省
56	倉荷証券の発行	中小企業等協同組合法 第9条の3第2項	寄託者から請求があった場合は倉荷証券を発券しなければならない。	商法627条の考え方に従う（商法における倉荷証券の考え方に従う。）。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電子的方法を容認することは困難。	農林水産省
57	分解整備記録簿の写しの交付	道路運送車両法第91条 第2項	自動車分解整備事業者は、依頼された自動車の分解整備を行ったときは、当該分解整備の概要等を分解整備記録簿に記載し、その写しを当該自動車の使用者に交付する。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。		なし
58	整備の概算見積りの交付	道路運送車両法施行規則第62条の2の2 第1項第2号	自動車分解整備事業者は、点検又は整備に係る料金の概算見積りを記載した書面を依頼者に交付する。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。		なし
59	保安基準適合証の交付	道路運送車両法第94条の5 第1項	指定自動車整備事業者は、自動車検査員が国の検査官に代わって、依頼された自動車が保安基準に適合する旨を証明したときは、依頼者に保安基準適合証を交付する。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。		なし
60	保安基準適合標章の交付	道路運送車両法第94条の5 第1項	指定自動車整備事業者は、自動車検査員が国の検査官に代わって、依頼された自動車が保安基準に適合する旨を証明したときは、依頼者に保安基準適合標章を交付する。	保安基準適合標章現物を、自動車の運行中に、自動車の前面の見やすい位置に表示しなければならないため、電磁的方法により、表示を省略できない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
61	限定保安基準適合証の交付	道路運送車両法第94条の5の2 第1項	指定自動車整備事業者は、自動車検査員が国の検査官に代わって、依頼された限定自動車検査証の交付を受けている自動車が当該限定自動車検査証に記載されている保安基準に適合する旨を証明したときは、依頼者に限定保安基準適合証を交付する。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。		なし

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引･手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
62	保険標章の再交付	自動車損害賠償保障法施行規則1条の4	保険標章の再交付を受けようとする者は、保険会社に対して、自動車損害賠償責任保険証明書を提示しなければならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書現物を備え付けなければ、運行の用に供することが出来ないため、電磁的方法を容認することは困難。		なし
63	自動車損害賠償責任保険証明書	自動車損害賠償保障法7条	保険会社は、保険料の支払があったときは、保険契約者に対して、当該自動車についての自動車損害賠償責任保険証明書を交付しなければならない。	自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書現物を備え付けなければ、運行の用に供することが出来ない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
64	保険会社に対する損害賠償額の支払の請求	自動車損害賠償保障法施行令3条	損害賠償額の支払の請求は、請求する者の氏名及び住所等を記載した書面をもって行わなければならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	支払の請求の際添付することとされている書類の電磁的方法による交付等が認められれば今後検討予定。		なし
65	危険物取扱規程の供与等	危規則第5条の8第1項	船舶所有者は、危険物に関する性状、作業の方法、災害発生時の措置その他の注意事項を詳細に記載した危険物取扱規程を作成し、船長に供与する。	災害発生時の措置等についての情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、災害発生時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での提出が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
66	危険物取扱規程の供与等	危規則第5条の8の2第1項	荷送人は、危険物に関する災害発生時の措置についての情報を記載した書面を船舶所有者又は船長に提出する。	災害発生時の措置等についての情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、災害発生時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での提出が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
67	危険物取扱規程の供与等	危規則第5条の8の2第3項	前の船舶の船舶所有者又は船長は、危険物に関する災害発生時の措置についての情報を記載した書面を後の船舶の船舶所有者又は船長に交付する。	災害発生時の措置等についての情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、災害発生時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での提出が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
68	放射性輸送物の安全の確認等	危規則第87条第5項	放射性輸送物作成者は、放射性輸送物の安全の確認を証する書類、確認に際し国土交通大臣に提出した書類の写しその他放射性輸送物の取扱いに関する注意事項を記載した書類を荷送人に交付する。	放射性輸送物の取扱いに関する注意事項等を記載したものであるため、核物質防護上情報の機密が必要である。また、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、緊急時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での提出が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(1) 書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
69	放射性輸送物の安全の確認等	危規則第87条第6項	放射性輸送物作成者は、放射性輸送物の運送の安全を確保するために必要な指示の内容を記載した書類その他放射性輸送物の取扱いに関する注意事項を記載した書類を荷送人に交付する。	放射性輸送物の取扱いに関する注意事項等を記載したものであるため、核物質防護上情報の機密が必要である。また、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、緊急時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での提出が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
70	計画書の作成	危規則第96条	荷送人は、荷受人、船舶所有者及び船長と協議し、船積み前に、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置に関する事項を記載した計画書を作成し、船舶所有者又は船長に提出する。	災害発生時の措置等についての情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、災害発生時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での提出が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
71	資料の提出	特貨則第1条の2の2	荷送人は、船積み前に、荷送人・荷受人の氏名又は名称及び住所、貨物の品名及び特性、貨物の質量を記載した資料を船長に提出する。	危険防止情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では確認出来ないおそれがある。よって、より確実な書面での提出が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
72	資料の提出	特貨則第3条	荷送人は、船積み前に、荷送人・荷受人の氏名又は名称及び住所、貨物の品名及び特性、貨物の質量、穀類の積付率、荷繰りの方法、穀類の密度を記載した資料を船長に提出する。	積付率等荷役時の情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、荷役時の必要条件等が確認出来ないおそれがある。よって、より確実な書面での提出が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
73	資料の提出	特貨則第15条の3	荷送人は、船積み前に、荷送人・荷受人の氏名又は名称及び住所、貨物の品名及び特性、貨物の質量、固体貨物の積付率、荷繰りの方法、固体貨物の密度を記載した資料を船長に提出する。	積付率等荷役時の情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、荷役時の必要条件等が確認出来ないおそれがある。よって、より確実な書面での提出が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
74	資料の提出	特貨則第16条の2	荷送人は、船積み前に、荷送人・荷受人の氏名又は名称及び住所、貨物の品名及び特性、貨物の質量、固体貨物の積付率、荷繰りの方法、固体貨物の密度を記載した資料に加え、船舶の復原性に重要な影響を及ぼす運送許容水分値測定表及び水分測定表を船長に提出する。	積付率等荷役時の情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、荷役時の必要条件等が確認出来ないおそれがある。よって、より確実な書面での提出が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
75	運送許容水分値等の測定	特貨則第17条第6項	船長は、本邦外の地で船積みした液状化物質を他の船舶に積み換える場合には、測定の結果を証する書類（船長が原本の記載と相違ないことを証明したこれらの書類の写しを含む。）を当該他の船舶の船長に交付する。	液状化物質の測定結果の情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、積み替え時の必要条件等が確認出来ないおそれがある。よって、より確実な書面での提出が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

（1）書面交付

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
76	資料の提出	特貨則第28条の2	荷送人は、船積み前に、荷送人・荷受人の氏名又は名称及び住所、貨物の品名及び特性、貨物の質量、固体貨物の積付率、荷繰りの方法、固体貨物の密度、固体化学物質の化学的性質を記載した資料を船長に提出する。	積付率等荷役時の情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、荷役時の必要条件等が確認出来ないおそれがある。よって、より確実な書面での提出が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
77	譲渡証明書の交付	小型船舶の登録等に関する法律第19条 小型船舶登録規則第34条	小型船舶を譲渡する者は、当該船舶を譲渡した旨及び次に掲げる事項を記載した書面を交付しなければならない。	譲渡証明書は、譲渡人の印鑑の押印がなされた上で、当該印鑑の印鑑登録証明書等の添付が必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

（2）書面保存

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
1	点検整備記録簿の保存	道路運送車両法第49条 第1項、第2項	自動車の使用者は、定期点検等を行った際は、点検・整備の概要等を点検整備記録簿に記載し、当該自動車に備え置かなければならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	点検整備記録簿現物を自動車に備え置かなければならないため、電磁的方法により保存を代替できない。		なし
2	自動車損害賠償責任保険証明書の備付	自動車損害賠償保障法8条	自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。	自動車は、自動車損害賠償責任保険証明書現物を備え付けなければ、運行の用に供してはならない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
3	安全管理手引書の作成、備付	船舶安全法施行規則第12条の2第1項、第3項	船舶の安全運航を目的とし、安全管理手引書の作成、備付を義務付けている。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
4	資料の供与、備付	船舶安全法施行規則第51条第3項、第7項	船舶所有者が作成した船舶の復原性を保持するために必要な資料等の船長等に供与するとともに、船内備置義務を課している。	当該書面は船舶衝突等緊急時、海上保安機関との連絡を必要とする非常時等に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
5	救命胴衣の着用方法の説明書の掲示	小型船舶安全規則第61条第2項	小型船舶用救命胴衣を積みつけた場所に当該救命胴衣の着用方法の説明書を船内の見やすい場所に掲示しなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
6	操舵説明書等の掲示	船舶設備規程第146条第1項、第2項	船橋から操作する制御系統及び操舵装置の動力装置の切替手順を示す図を付した操舵説明書を掲示しておかなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
7	載貨扉操作説明書の掲示	船舶設備規程第146条の44の2	載貨扉の閉鎖方法に関する説明書を、載貨扉の操作場所に掲げなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
8	機関の始動等のための手引書等の備付け	船舶救命設備規則第8条第1項	部分閉囲型救命艇には、機関の始動及び作動のための手引書、離脱装置の操作のための手引書を備付けなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

（2）書面保存

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成１４年１２月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
9	救命艇への艤装品の備付け	船舶救命設備規則第14条第1項	救命艇には、人命の安全のために必要な艤装品（救難食糧、生存指導書等）を備付けなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
10	救命いかだへの艤装品の備付け	船舶救命設備規則第25条第1項	救命いかだには、人命の安全のために必要な艤装品（救難食糧、生存指導書等）を備付けなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
11	救命艇の進水方法の説明書の掲示	船舶救命設備規則第87条第4項	救命艇の近くには、救命艇の進水方法の説明書を掲げなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
12	救命いかだの進水方法の説明書の掲示	船舶救命設備規則第90条第3項	救命いかだの近くには、救命いかだの進水方法の説明書を掲げなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
13	救命胴衣の着用法の説明書の掲示	船舶救命設備規則第93条第4項	旅客室には、救命胴衣の着用法の説明書を掲げなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
14	降下式乗込装置の使用方法の説明書の掲示	船舶救命設備規則第96条の2第2項	降下式乗込装置の近くには、降下式乗込装置の使用方法の説明書を掲げなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
15	救命設備に係る保守に関する手引書の備付け	船舶救命設備規則第96条の3第2項	船舶には、船上での定期的な保守が必要な救命設備のために、保守に関する手引書を備付けなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

（2）書面保存

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成１４年１２月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
16	制御装置の操作に関する手引書の備付け	船舶消防設備規則第47条第1項	固定式鎮火性ガス消火装置等に係る制御装置のある場所には、当該装置の操作に関する手引書を備えなければならない。	当該書面は火災等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、火災等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
17	消防設備の維持、操作に関する手引書の備付け	船舶消防設備規則第73条第1項、第2項	船舶には、消火又は火災の防止のための装置又は設備の維持及び操作に関する手引書を備付けなければならない。	当該書面は火災等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、火災等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
18	危険物取扱規程の供与等	危規則第５条の８の２第２項	船長は、危険物に関する災害発生時の措置についての情報を記載した書面を保管する。	災害発生時の措置等についての情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、災害発生時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での保管が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
19	運送責任者等	危規則第９７条第２項	運送責任者は、放射性物質等の運送中、放射性物質等の盗取等による災害の防止のために必要な措置に関する事項を記載した計画書を携行する。	災害発生時の措置等についての情報を記載したものであるため、停電による電子機器の使用不可状態又は使用機種の相違による読み取り不能等が懸念される電子化では、災害発生時に迅速かつ正確な対応が期待できない。よって、より確実な書面での携行が必要 。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
20	海洋汚染防止緊急措置手引書等の備付け	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第7条の2、第9条の4第7項	船舶所有者は、海洋汚染防止緊急措置手引書等を作成し、船舶内に備え置き又は掲示しなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
21	バラスト用油排出監視制御装置の操作手引書の備付け	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令第11条第8項	バラスト用油排出監視制御装置を設置する船舶には、バラスト用油排出監視制御装置の操作手引書を備えなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
22	貨物倉原油洗浄設備の操作手引書の備付け	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令第16条第6項	貨物倉原油洗浄設備を設置する船舶には、貨物倉原油洗浄設備の操作手引書を備えなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(2) 書面保存

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
23	有害液体物質排出防止設備に係る手引書の備付け	海洋汚染防止設備等及び油濁防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令第30条	有害液体物質排出防止設備を設置する有害液体物質ばら積船には、有害液体物質排出防止設備の操作の方法等に関する手引書を備えなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(3) その他

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
1	宅地建物取引（媒介契約締結時の書面への記名押印）	宅地建物取引業法第34条の2第1項	媒介を依頼する意思の存在や媒介契約の内容を明確化する目的で、宅建業者が媒介契約を締結したときは、遅滞なく、一定の契約内容を記載した書面を作成して記名押印し、依頼者に交付することとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
2	宅地建物取引（重要事項説明書への記名押印）	宅地建物取引業法第35条第4項	購入者等が取引上の重要事項について十分確認等した上で契約を締結できるようにし、不測の損害を防止する等の目的で、宅地建物取引業者が、契約締結前に、購入者等に対して取引主任者の記名押印をした書面を交付して、取引主任者をして重要事項説明をさせることとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
3	宅地建物取引（契約成立時の書面への記名押印）	宅地建物取引業法第37条第3項	成立した契約の内容を明確化し、後の紛争等の生じる余地のないようにするため、宅地建物取引業者は、売買契約等が成立したときは、遅滞なく、取引主任者の記名押印のある一定の事項を記載した書面を交付することとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
4	不動産特定共同事業契約の成立前の書面への記名押印	不動産特定共同事業法第24条第2項	契約内容等について交付する書面への記名押印を不動産特定共同事業者に義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
5	不動産特定共同事業契約の成立時の書面への記名押印	不動産特定共同事業法第25条第2項	契約締結の際に交付する書面への記名押印を不動産特定共同事業者に義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
6	財産管理報告書への記名押印	不動産特定共同事業法第28条第3項	財産管理報告書への記名押印を不動産特定共同事業者に義務付けている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきた不動産取引への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
7	マンション管理委託契約（重要事項説明への記名押印）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条第5項	マンションの区分所有者等が取引上の重要事項について十分確認等した上で契約を締結できるようにし、不測の損害を防止する等の目的で、マンション管理業者が、契約締結前に、区分所有者等に対して管理業務主任者の記名押印をした書面を交付して、管理業務主任者をして重要事項説明をさせることとしている。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきたマンション管理委託契約への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(3) その他

通番	取引･手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
8	マンション管理委託契約 (契約成立時の書面への記名押印)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第73条第2項	成立した契約の内容を明確化し、後の紛争等の生じる余地のないようにするため、マンション管理業務主任者は、マンション管理委託契約が成立したときは、遅滞なく、管理業務主任者の記名押印のある一定の事項を記載した書面を交付しなければならない。	書面の交付をめぐるトラブルを含め様々なトラブルが多発してきたマンション管理委託契約への電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
9	権利処分承認申請書に添付する印鑑証明	都市再開発法70条② 施行規則24条②	権利処分承認申請を個人施行者、市街地再開発組合又は再開発会社に対して行う場合、権利処分承認申請書に署名した者の印を証する印鑑証明を添附しなければならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。	印鑑証明は法律に基づくものではなく、また書面に限られているわけでもないため、実際に印鑑証明を発行する各主体の取扱いによる。		なし
10	債券申込証	民間都市開発の推進に関する特別措置法施行令第8条第1項	債券の募集に応じようとする者に署名又は記名捺印を義務付ける	商法第301条に準ずる。		商法第301条に準じて対応。	なし
11	対象建設工事の届出に係る事項の説明	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項	対象建設工事を発注者しようとする者から直接当該工事を請け負おうとする建設業を営む者は、請負契約の締結に際し、分別解体等の方法等の一定の重要事項を記載した書面を交付して、発注者に説明しなけばならない。	対象建設工事の届出義務者である発注者は通常分別解体等及び再資源化等に関する知識が乏しく、専門知識を有する建設業者による写真や図面等を使った事前の説明から十分な理解を得ることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
12	宅地建物取引 (取引主任者証の提示)	宅地建物取引業法第22条の4	取引主任者による名義貸しや不正な取引を防止する等のため、取引の関係者から請求があったときは、取引主任者証を掲示しなければならないこととしている。	取引の相手方が取引主任者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
13	宅地建物取引 (重要事項説明)	宅地建物取引業法第35条第3項	購入者等が取引上の重要事項について十分確認等した上で契約を締結できるようにし、不測の損害を防止する等の目的で、宅地建物取引業者が、契約締結前に、購入者等に対して取引主任者の記名押印をした書面を交付して、取引主任者をして重要事項説明をさせることとしている。この際、取引主任者は主任者証を掲示しなければならない。	取引の相手方が取引主任者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(3) その他

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
14	宅地建物取引(従業者証明書の携帯)	宅地建物取引業法第48条第1項	取引に関して事故あるいは紛争が起きた場合に業者自身の責任を追及しやすいようにするため、宅地建物取引業者の従業者に対して、従業者であることを証する書面を携帯させなければならないこととしている。	取引の相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
15	宅地建物取引(従業者証明書の提示)	宅地建物取引業法第48条第2項	取引に関して事故あるいは紛争が起きた場合に業者自身の責任を追及しやすいようにするため、宅地建物取引業者の従業者に対して、取引関係者から請求があった場合は、従業者証明書の提示をすることとしている。	取引の相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
16	宅地建物取引(標識の掲示)	宅地建物取引業法第50条	取引の関係者等が業者を選択することの一助とする等のため、事務所等に一定の事項を記載した標識を掲げ、その業者が宅地建物取引業の免許を受けたものであることを、明示することとしている。	業者が宅地建物取引業の免許を受けていることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
17	標識の掲示	不動産特定共同事業法第16条第1項	取引の関係者等が業者を選択することの一助とする等のため、事務所等に一定の事項を記載した標識を掲げ、その業者が不動産特定共同事業の許可を受けたものであることを、明示することとしている。	業者が不動産特定共同事業の許可を受けていることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	金融庁
18	マンション管理委託契約(管理業務主任者証の提示)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第63条	管理業務主任者による名義貸しや不正な取引を防止する等のため、区分所有者その他の関係者から請求があったときは、マンション管理業務主任者証を掲示しなければならないこととしている。	取引の相手方が管理業務主任者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
19	マンション管理委託契約(標識の掲示)	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第71条	取引の関係者等が業者を選択することの一助とする等のため、事務所等に一定の事項を記載した標識を掲げ、その業者がマンション管理業の登録を受けたものであることを、明示することとしている。	業者がマンション管理業の登録を受けていることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名 国土交通省

(3) その他

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方（平成14年12月時点）	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
20	マンション管理委託契約（重要事項説明）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第72条第4項	マンションの区分所有者等が取引上の重要事項について十分確認等した上で契約を締結できるようにし、不測の損害を防止する等の目的で、マンション管理業者が、契約締結前に、区分所有者等に対して管理業務主任者の記名押印をした書面を交付して、管理業務主任者をして重要事項説明をさせることとしている。この際、管理業務主任者は主任者証を提示しなければならない。	取引の相手方が管理業務主任者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
21	マンション管理委託契約（管理事務の報告）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第77条第3項	委託契約に基づいて事務を執行していることを確認するため、マンション管理業者は、マンションの管理者等に対して、マンション管理業者実施した管理事務について事業年度後に報告しなければばらない。この際、管理業務主任者は、主任者証を提示しなければならない。	取引の相手方が管理業務主任者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
22	マンション管理委託契約（従業者証明書の携帯）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第89条第1項	取引に関して事故あるいは紛争が起きた場合に業者自身の責任を追及しやすいようにするため、マンション管理業者の従業者に対して、従業者証明書を携帯させることとしている。	取引の相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
23	マンション管理委託契約（従業者証明書の掲示）	マンションの管理の適正化の推進に関する法律第88条第2項	取引に関して事故あるいは紛争が起きた場合に業者自身の責任を追及しやすいようにするため、マンション管理業者の従業者に対して、マンションの区分所有者その他の関係者から請求があった場合は、従業者証明書の提示をすることとしている。	取引の相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
24	積立式宅地建物販売（従業者証明書の携帯）	積立式宅地建物販売業法第37条第1項	従業者に従業者証明書を携帯させることを積立業者に義務付けている。	取引の相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
25	積立式宅地建物販売（従業者証明書の提示）	積立式宅地建物販売業法第37条第2項	取引関係者から請求があったときは従業者証明書を提示することを積立業者に義務付けている。	取引の相手方が従業者であることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
26	積立式宅地建物販売（標識の掲示）	積立式宅地建物販売業法第39条	業務を行う場所ごとに標識を掲げることを積立業者に義務付けている。	業者が積立式宅地建物販売業法の許可を受けていることを消費者が確認できるようにすることが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(3) その他

通番	取引･手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
27	証明書の携帯	都市再開発法第62条①	測量及び調査のために他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者はその身分を証明する書を携帯し、関係人の請求あった場合、それを提示しなければならない。	身分証明書は携帯し提示することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
28	証明書の携帯	都市再開発法第62条②	障害物の伐除又は土地の試掘を行おうとする者はその身分を証明する書を携帯し、関係人の請求あった場合、それを提示しなければならない。	身分証明書は携帯し提示することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
29	証明書の携帯	土地区画整理法第72条⑦	他人の土地に入ろうとするもの又は調査のため植物等の伐除を行おうとする者はその身分を証明する書を携帯し、関係人の請求あった場合、それを提示しなければならない。	身分証明書は携帯し提示することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
30	証明書の携帯	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第65条①	測量及び調査のために他人の土地又は工作物に立ち入ろうとする者はその身分を証明する書を携帯し、関係人の請求あった場合、それを提示しなければならない。	身分証明書は携帯し提示することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
31	証明書の携帯	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第65条②	障害物の伐除を行おうとする者はその身分を証明する書を携帯し、関係人の請求あった場合、それを提示しなければならない。	身分証明書は携帯し提示することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
32	証明書の携帯	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第104条③	都道府県知事に命じられ、土地を現状回復し、又は建築物等を移転等しようとする者はその身分を証明する書を携帯し、関係人の請求あった場合、それを提示しなければならない。	身分証明書は携帯し提示することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
33	倉庫管理主任者の配置	倉庫業法第11条	営業倉庫に、倉庫管理主任者を選任し、倉庫の管理を行わせる旨規定したもの	倉庫における管理責任者を定めるものであり、取引における電子化を妨げるものではない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
34	倉庫の設備基準の維持	倉庫業法第12条	倉庫業者は、営業に使用する倉庫をその設備及び施設が一定の基準に適合するように維持しなければならない。	寄託物を保管する場所としての構造的な基準を定めるものであり、取引における電子化を妨げるものではない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名　国土交通省

(3) その他

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方 (平成14年12月時点)	電磁的方法を容認することが基本的に可とされている場合の今後の予定	電磁的方法を容認することが基本的に可とされていない場合の検討状況等	共管の有無 (ある場合は共管官庁名)
35	旅行業務取扱主任者の選任	旅行業法第11条の2第1項	旅行業者又は旅行業者代理業者は、営業所ごとに1人以上の旅行業務取扱主任者を選任して、取引条件の説明、契約書面の交付、取引の公正を確保するための事項についての管理及び監督に関する事務を行なわせなければならない。	各営業所毎に旅行業務に関する取引の公正の確保等のため旅行業務取扱主任者を選任することが求められているものの、必要な管理・監督業務を行っているに過ぎず、現行制度は何ら電磁的取引を妨げていない。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、現行制度は個々の電磁的取引を何ら妨げるものではない。	なし
36	建築士事務所の登録	建築士法第23条第1項	建築士が設計等を業として行おうとする場合においては、建築士事務所を定めて登録を受けなければならない	事業活動の電子化如何にかかわらず、不良不適格業者の乱造を防ぎ、実体を有する業者であることの必要要件として継続的に業務を行うことのできる事務所を設置することが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
37	建築士事務所の管理	建築士法第24条第1項	建築士事務所は専任の建築士が管理しなければならない。	事業活動の電子化如何にかかわらず、建築士事務所を営む上で専任の管理建築士を置くことが必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
38	運送責任者等	危規則第97条第1項	荷送人は、放射性物質等の運送に関する責任者及び見張人を配置する。	放射性物質等の運送に関する責任者及び見張人は、放射性事故等の未然防止のために配置されるものであるため、事業活動の電子化如何にかかわらず必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし
39	人体に有害な性質を有する引火性液体物質の運送	危規則第351条第3号	荷役中作業者が貨物油ポンプを設けた場所にある場合は、適宜ガス検定を行い、その場所内に人体に有害な量のガスがないよう措置するとともに、その場所外に監視者を配置する。	荷役対象物の特殊性に鑑み、危険防止のために見張員の配置を規定しているものであり、事業活動の電子化如何にかかわらず必要。		「電磁的方法を容認することについての考え方」のとおり、電磁的方法を容認することは困難。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
1	換地計画に対する意見書	土地区画整理法88条③	土地区画整理組合が縦覧に供した換地計画に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
2	換地計画に対する意見書	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法82条①	住宅街区整備組合が縦覧に供した換地計画に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
3	換地計画の変更に対する意見書	土地区画整理法97条③	土地区画整理組合が縦覧に供した換地計画の変更に係る部分に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
4	換地計画の変更に対する意見書	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法81条②	住宅街区整備組合が縦覧に供した換地計画の変更に係る部分に対して権利者等に意見書（書面）の提出が認められている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
5	臨時総会の招集を請求する書面の提出	都市再開発法31条③	組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を市街地再開発組合に提出して臨時総会の招集を請求することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
6	臨時総会の招集を請求する書面の提出	土地区画整理法32条③	組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を土地区画整理組合に提出して臨時総会の招集を請求することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
7	臨時総会の招集を請求する書面の提出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法45条②	組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面を住宅街区整備組合に提出して臨時総会の招集を請求することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
8	議決権及び選挙権の行使	都市再開発法37条③	組合員又は総代は、書面をもって議決権及び選挙権を行使することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
9	議決権及び選挙権の行使	土地区画整理法38条③	組合員又は総代は、書面をもって議決権及び選挙権を行使することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
10	議決権及び選挙権の行使	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法49条③	組合員又は総代は、書面をもって議決権及び選挙権を行使することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
11	代理権を証する書面の提出	都市再開発法37条⑥	代理人は代理権を証する書面を市街地再開発組合に提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
12	代理権を証する書面の提出	土地区画整理法38条⑥	代理人は代理権を証する書面を土地区画整理組合に提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
13	代理権を証する書面の提出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法49条⑥	代理人は代理権を証する書面を住宅街区整備組合に提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
14	解任投票の際の権限を証する書面の提出	都市再開発法24条④ 施行令13条④	法人の指定する者又は代理人は、解任投票の際、その権限を証する書面を市街地再開発組合に提出することを義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
15	解任投票の際の権限を証する書面の提出	土地区画整理法27条⑩ 施行令11条④	法人の指定する者又は代理人は、解任投票の際、その権限を証する書面を土地区画整理組合に提出することを義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
16	解任投票の際の権限を証する書面の提出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	法人の指定する者又は代理人は、解任投票の際、その権限を証する書面を住宅街区整備組合に提出することを義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
17	解任請求書の提出	都市再開発法24条④ 施行令10条①	解任請求代表者は、署名及び押印した者の数が一定数以上となった場合、市街地再開発組合に対し立会人の証明を経た署名簿を添えて解任請求書を提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
18	解任請求書の提出	土地区画整理法27条⑩ 施行令8条①	解任請求代表者は、署名及び押印した者の数が一定数以上となった場合、土地区画整理組合に対し立会人の証明を経た署名簿を添えて解任請求書を提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
19	解任請求書の提出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	解任請求代表者は、署名及び押印した者の数が一定数以上となった場合、住宅街区整備組合に対し立会人の証明を経た署名簿を添えて解任請求書を提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
20	解任請求代表者証明書の交付請求	都市再開発法24条④ 施行令8条①	解任請求代表者は、解任請求書を添えた文書をもって市街地再開発組合に対し解任請求代表者証明書の交付を請求することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
21	解任請求代表者証明書の交付請求	土地区画整理法27条⑩ 施行令6条①	解任請求代表者は、解任請求書を添えた文書をもって土地区画整理組合に対し解任請求代表者証明書の交付を請求することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
22	解任請求代表者証明書の交付請求	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	解任請求代表者は、解任請求書を添えた文書をもって住宅街区整備組合に対し解任請求代表者証明書の交付を請求することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
23	解任請求代表者証明書の交付	都市再開発法24条④ 施行令8条②	市街地再開発組合は、解任請求代表者から請求があったときは、請求者に対し解任請求代表者証明書を交付することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
24	解任請求代表者証明書の交付	土地区画整理法27条⑩ 施行令6条②	土地区画整理組合は、解任請求代表者から請求があったときは、請求者に対し解任請求代表者証明書を交付することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
25	解任請求代表者証明書の交付	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	住宅街区整備組合は、解任請求代表者から請求があったときは、請求者に対し解任請求代表者証明書を交付することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
26	投票用紙による解任投票	都市再開発法24条④ 施行令13条①	解任投票は、組合員が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してすることを義務付けている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
27	投票用紙による解任投票	土地区画整理法27条⑩ 施行令11条①	解任投票は、組合員が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してすることを義務付けている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
28	投票用紙による解任投票	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	解任投票は、組合員が投票用紙に解任に対する同意又は不同意の旨を記載してすることを義務付けている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
29	解任投票の結果の効力に対する異議の申出	都市再開発法24条④ 施行令16条①	組合員は、市街地再開発組合に対し、解任投票の結果の効力について文書をもって異議を申し出ることが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
30	解任投票の結果の効力に対する異議の申出	土地区画整理法27条⑩ 施行令14条①	組合員は、土地区画整理組合に対し、解任投票の結果の効力について文書をもって異議を申し出ることが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
31	解任投票の結果の効力に対する異議の申出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	組合員は、住宅街区整備組合に対し、解任投票の結果の効力について文書をもって異議を申し出ることが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
32	解任投票の結果の効力に対する異議についての決定及び交付	都市再開発法24条④ 施行令16条②	市街地再開発組合は、解任投票の結果の効力についての異議の申出を受けたときは、異議に対し文書をもって決定し、理由を附して申出人に交付することを義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
33	解任投票の結果の効力に対する異議についての決定及び交付	土地区画整理法27条⑩ 施行令14条②	土地区画整理組合は、解任投票の結果の効力についての異議の申出を受けたときは、異議に対し文書をもって決定し、理由を附して申出人に交付することを義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
34	解任投票の結果の効力に対する異議についての決定及び交付	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	住宅街区整備組合は、解任投票の結果の効力についての異議の申出を受けたときは、異議に対し文書をもって決定し、理由を附して申出人に交付することを義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
35	署名及び押印を求める際の解任請求書等の添付	都市再開発法24条④ 施行令9条①	解任請求代表者は、組合員に対し、署名簿に署名及び押印を求めるときは、解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添えることが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
36	署名及び押印を求める際の解任請求書等の添付	土地区画整理法27条⑩ 施行令7条①	解任請求代表者は、組合員に対し、署名簿に署名及び押印を求めるときは、解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添えることが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
37	署名及び押印を求める際の解任請求書等の添付	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	解任請求代表者は、組合員に対し、署名簿に署名及び押印を求めるときは、解任請求書又はその写し及び解任請求代表者証明書又はその写しを添えることが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
38	署名簿への署名及び押印	都市再開発法24条④ 施行令9条③④	署名しようとする者は、組合員であること等について立会人の確認を受けたうえで、署名簿に署名及び押印することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
39	署名簿への署名及び押印	土地区画整理法27条⑩ 施行令7条③④	署名しようとする者は、組合員であること等について立会人の確認を受けたうえで、署名簿に署名及び押印することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
40	署名簿への署名及び押印	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法51条 施行令17条	署名しようとする者は、組合員であること等について立会人の確認を受けたうえで、署名簿に署名及び押印することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
41	登記のない借地権の申告又は権利の変動の届出	土地区画整理法85条①③ 施行規則23条	登記のない借地権について申告しようとする者又は権利の変動を届け出ようとする者は、宅地の所有者等と連署し、又は権利を証する書類を添えて、書面をもってその権利の種類及び内容を個人施行者又は土地区画整理組合に申告することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
42	登記のない借地権の申告又は権利の変動の届出	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法71条 施行規則42条	登記のない借地権について申告しようとする者又は権利の変動を届け出ようとする者は、宅地の所有者等と連署し、又は権利を証する書類を添えて、書面をもってその権利の種類及び内容を個人施行者又は住宅街区整備組合に申告することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
43	借家条件の裁定	都市再開発法102条② 施行規則35条③④	個人施行者、市街地再開発組合又は再開発再開発会社は、借家条件について文書で裁定し、裁定書の正本を当事者双方に送付することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、関係権利者の財産権に直接の影響を与えるものであるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
44	救命胴衣の着用方法の説明書の掲示	小型漁船安全規則第27条	小型船舶用救命胴衣を積みつけた場所に当該救命胴衣の着用方法の説明書を船内の見やすい場所に掲示しなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。	農林水産省
45	衛星航法装置の取扱い及び保守に関する説明書の備付け	船舶自動化設備特殊規則第5条	衛星航法装置には、取扱い及び保守に関する説明書を備付けなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。	なし
46	損傷制御図を含む小冊子の備付け	船舶区画規程第102条第3項、第102条の20第3項、第112条	船舶には、船舶職員の手引きのために、損傷制御図を含む小冊子を備付けなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。	なし
47	国際信号書及び国際航空海上捜索救助手引書第3巻の備付け	船舶設備規程第146条の3	船舶（係留船を除く。）には、国際信号書等属具を備付けなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。	なし
48	火災制御図の明細を示した小冊子の備付け	船舶防火構造規則第57条第2項	液化ガスばら積み船等には、管海官庁がさしつかえないと認める場合、火災制御図の明細を図面に明示する代わりに小冊子で示すことができる。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。	なし
49	有害液体防止緊急措置手引書の備付け、または掲示	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第9条の4第6項	船舶所有者は、有害液体物質を輸送する国土交通省令で定める船舶毎に、有害液体汚染物質緊急措置手引書を作成し、これを当該船舶に備え置き、または掲示しておかなければならない。	当該書面は船舶衝突等緊急時に使用するものであるが、これを電子データとした場合には、船舶衝突等に伴う電源の喪失により電子データの内容を確認できない事象、電子データの内容を迅速に確認することができない事象が想定。	なし
50	海洋汚染防止証書等の備付け	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第17条の11	海洋汚染防止証書等の交付を受けた船舶所有者は、当該検査対象船舶内に、これらの証書等を備え置かなければならない。	海洋汚染防止証書等は、海洋汚染防止設備等が技術基準に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし
51	国際大気汚染防止原動機証書等の備え置き	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の8	船舶所有者は、基準適合原動機設置対象船舶に原動機を設置したときは、当該基準適合原動機設置対象船舶内に、国際大気汚染防止原動機証書（交付を受けている場合に限る。）及び承認原動機取扱手引書を備え置かなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。	なし
52	燃料油供給証明書等の備え置き	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の22（H.17.5.19施行予定）	国土交通省令で定める船舶の船長は、当該船舶に燃料油を搭載する場合においては、燃料油供給証明書を、当該燃料油を搭載した日から国土交通省令で定める期間を経過するまでの間、当該船舶内に備え置かなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。	なし
53	要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の備え置き	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律第19条の32（H.17.5.19施行予定）	要焼却確認廃棄物焼却設備検査証の交付を受けた船舶所有者又は海洋施設の設置者は、当該船舶又は海洋施設内に、要焼却確認廃棄物焼却設備検査証を備え置かなければならない。	要焼却確認廃棄物焼却設備検査証は、要焼却確認廃棄物焼却設備が技術基準に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
54	油水分離装置の取扱説明書の備え置き	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令第5条第6項	油水分離装置を設置する船舶には、当該油水分離装置の取扱い及び保守に関する説明書を備えていなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。	なし
55	ビルジ用濃度監視装置の較正証明書及び取扱説明書の備え置き	海洋汚染防止設備等及び海洋汚染防止緊急措置手引書に関する技術上の基準を定める省令第7条第4項	ビルジ用濃度監視装置を設置する船舶には、当該ビルジ用濃度監視装置を較正したことを証する書類並びに当該ビルジ用濃度監視装置の取扱い及び保守に関する説明書を備えていなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。	なし
56	危険防止措置手引書の備え置き	危規則第３６条第３項	自動車渡船の船長は、自動車等の積載方法、消火装置及び安全の確認について、危険防止措置手引書を備え置き、これに従つて安全の確認を行う。	危険防止措置手引書は、災害発生時の措置等が記載されたものであり、緊急時に、乗組員が見読可能な状態にしておく必要があるため。	なし
57	危険物運送船適合書の備え置き	危規則第３８条第２項	船長は、危険物を運送する場合は、危険物運送船適合証を船内に備え置く。	危険物運送船適合証は、船舶の構造及び設備が規則に適合していること等を示すものであり、船舶の適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし
58	危険物積付検査証の備え置き	危規則第１１１条第５項	船長は、特定の危険物を運送するときは、危険物積付検査証を船内に備え置く。	危険物積付検査証は、危険物の積付状態が規則に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし
59	危険物コンテナ収納検査証の備え置き	危規則第１１２条第６項	船長は、特定の危険物をコンテナに収納して運送する場合は、危険物コンテナ収納検査証を船内に備え置く。	コンテナ収納検査証は、危険物のコンテナへの収納状態が規則に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。　よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし
60	液状化物質運送許容水分値測定表及び水分測定表の保管	特貨則第１７条第５項	船長は、運送許容水分値測定表及び水分測定表を、当該液状化物質をばら積みし、及び運送する間、船内に保管する。	運送許容水分値測定表及び水分測定表は、運送する液状化物質が規則に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。　よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし
61	液状化物質積付検査証の保管	特貨則第２５条第４項	船長は、液状化物質積付検査証を当該液状化物質を運送する間、船内に保管する。	液状化物質積付検査証は、液状化物質の積付状態が規則に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし
62	含水液状化物質運搬船認定書の保管	特貨則第２７条第９項	船長は、含水液状化物質をばら積みし、及び運送する間、含水液状化物質運搬船認定書等を船内に保管する。	含水液状化物質運搬船認定書は、含水液状化物質を運送する船舶が規則に適合していること等を示すものであり、その適合性を第三者に標章しているものであるため、複製による制度の運用を想定しておらず、原本とは異なる複製による保存が容認されれば、制度の安定性が損なわれることとなり、不適当である。よって、電磁的記録による保存が馴染まないため。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
63	派遣元責任者の選任	船員職業安定法第76条	船員派遣元事業主による適正な雇用管理を確保するため、船員派遣元事業主は、派遣先との連絡調整、派遣船員から申出を受けた苦情の処理、派遣船員等の個人情報の管理等を行わせるため、派遣元責任者を選任するものととしている。	派遣船員は、雇用と指揮命令が別の者に所属する関係のもとにおかれている。このような関係下においては、派遣船員の保護を図るため、派遣船員の労務管理に関する船員派遣元事業主の責任の所在を明確にすることが必要である。	なし
64	派遣先責任者の選任	船員職業安定法第85条	派遣先による適正な雇用管理を確保するため、派遣先は、船員派遣元事業主との連絡調整、派遣船員から申出を受けた苦情の処理等を行わせるため、派遣先責任者を選任するものととしている。	派遣船員は、雇用と指揮命令が別の者に所属する関係のもとにおかれている。このような関係下においては、派遣船員の保護を図るため、派遣船員の労務管理に関する派遣先の責任の所在を明確にすることが必要である。	なし
65	勤労者財産形成給付金契約等	勤労者財産形成促進法第6条の2	事業主が、労働組合等との合意に基づき、勤労者を信託の受益者等として信託会社等との間で締結した信託等に関する契約で、労働組合等との合意の際は書面による合意に基づかなくてはならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。なお現在、主管官庁である厚生労働省において、財形制度の今後の在り方について、制度そのものの見直しを踏まえた検討をしているところである。	厚生労働省
66	勤労者財産形成基金の発起等	勤労者財産形成促進法第7条の8	事業者が、労働組合等との合意に基づき、勤労者財産形成基金を設立するもので、労働組合等との合意の際は書面による合意に基づかなくてはならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。なお現在、主管官庁である厚生労働省において、財形制度の今後の在り方について、制度そのものの見直しを踏まえた検討をしているところである。	厚生労働省
67	信託の受益者等となることについての資格	勤労者財産形成促進法施行令第16条	財形給付金の給付金契約の受益者となることにつての資格を決定する際には労働組合若しくは勤労者の過半数を代表する者との書面による合意を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。なお現在、主管官庁である厚生労働省において、財形制度の今後の在り方について、制度そのものの見直しを踏まえた検討をしているところである。	厚生労働省
68	勤労者財産形成基金における代議員の代理	勤労者財産形成促進法施行令第28条の9第1項	財形基金の代議員は、あらかじめ示された事項について議決権及び選挙権を行使するにあたっては書面又は代理人をもって行使することができる。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。なお現在、主管官庁である厚生労働省において、財形制度の今後の在り方について、制度そのものの見直しを踏まえた検討をしているところである。	厚生労働省
69	勤労者財産形成基金における代議員の代理	勤労者財産形成促進法施行令第28条の9第3項	財形基金の代議員の代理人は代理権行使に当たり代議員会に対して代理権を証する書類の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。なお現在、主管官庁である厚生労働省において、財形制度の今後の在り方について、制度そのものの見直しを踏まえた検討をしているところである。	厚生労働省
70	会議録の署名	勤労者財産形成促進法施行令第28条の10第2項	財形基金の代議員会の会議録には代議員会において定めた2人以上の代議員が署名しなければならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。なお現在、主管官庁である厚生労働省において、財形制度の今後の在り方について、制度そのものの見直しを踏まえた検討をしているところである。	厚生労働省
71	労働組合における会計監査法人による会計報告の証明書	労働組合法第5条第2項第7号	労働組合が、労働組合法に規定する手続に参与する資格を得るための要件として、すべての財源及び使途、主要な寄附者の氏名並びに現在の経理状況を示す会計報告を、会計監査による正確であることの証明書とともに、少なくとも毎年一回組合員に公表しなければならない。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	厚生労働省
72	労働協約の効力の発生	労働組合法第14条	労働組合と使用者が交渉の結果合意した事項について書面に作成し、両当事者が署名し又は記名押印した場合は、労働協約としての効力を有することになる。	電磁的方法を容認することは基本的に可。（労働協約のように、二者の双方合意のもとに契約書等に電子署名を付すことが可能となるようなシステムが整備されれば可能。ただし、その電子認証を代行しうるような機関の整備が可能であるか否かについては、なお検討が必要。）電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	厚生労働省
73	育児休業の申出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第5条第1項	船員が事業主に対して育児休業の申出をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
74	育児休業対象出生届の提出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第5条第3項	育児休業申出に係る子が当該休業申出後に出生した場合、船員は事業主に対して出生届の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
75	育児休業開始予定日の指定	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第8条	事業主が船員に育児休業開始予定日を指定する際に、書面の交付を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
76	育児休業開始予定日の変更の申出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第11条	船員が事業主に対して育児休業開始予定日変更の申出をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
77	育児休業開始予定日の変更の指定	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第13条	事業主が変更後の育児休業開始予定日を指定する際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
78	育児休業終了予定日の変更の申出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第15条	船員が事業主に対して育児休業終了予定日変更の申出をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
79	育児休業申出の撤回	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第16条	船員が事業主に対して育児休業申出を撤回する際に、書面の交付を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
80	介護休業の申出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第21条	船員が事業主に対して介護休業の申出をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
81	介護休業開始予定日の指定	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第２３条	事業者が船員に介護休業開始予定日を指定する際に、書面の交付を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
82	介護休業終了予定日の変更の申出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第２５条	船員が事業主に対して介護休業終了予定日変更の申出をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
83	介護休業申出の撤回	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第２６条	船員が事業主に対して介護休業申出を撤回する際に、書面の交付を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
84	育児に関する深夜業の制限の請求	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第２９条の４第１項	船員が事業主に対して育児に関する深夜業の制限の請求をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
85	育児に関する深夜業の制限対象児出生届の提出	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第２９条の４第３項	育児に関する深夜業の制限の請求に係る子が当該制限請求後に出生した場合、船員は事業主に対して出生届の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
86	介護に関する深夜業の制限の請求	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第２９条の９	船員が事業主に対して家族の介護に関する深夜業の制限の請求をする際に、書面の提出を義務付けている。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし
87	育児休業等に関する労働者の取扱いの明示	船員に関する育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則第３１条	事業主は船員からの育児休業等の申出があった場合は、当該労働者に対し待遇その他の取扱いについて書面の交付を行うものとする。	電磁的方法を容認することは基本的に可。電磁的方法に対する労使のニーズや考え方等を踏まえて、引き続き検討する。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
88	航空日誌の備え付け	航空法第58条、第59条	航空機の使用者は、航空日誌の備え付けを義務付けられている。また、航空機への備え付けなければ航空の用に供してはならない。	国際民間航空条約上、当該書類は、書面での備え付けが義務付けられており、また、外国当局の検査対象となることからも電磁的方法による運用は想定されていないことから電磁的方法を可能とするための措置は予定していない。	なし
89	飛行規程の航空機への備え付け	航空法第59条 航空法施行規則第144条の2	航空機には飛行規程を備え付けなければ、航空の用に供してはならない。	国際民間航空条約附属書上、当該書類は、書面での備え付けが義務付けられており、また、外国当局の検査対象となることからも電磁的方法による運用は想定されていないことから電磁的方法を可能とするための措置は予定していない。	なし
90	航空図の航空機への備え付け	航空法第59条 航空法施行規則第144条の2	航空機には航空図を備え付けなければ、航空の用に供してはならない。	国際民間航空条約附属書上、当該書類は、書面での備え付けが義務付けられており、また、外国当局の検査対象となることからも電磁的方法による運用は想定されていないことから電磁的方法を可能とするための措置は予定していない。	なし
91	運航規程の航空機への備え付け	航空法第59条 航空法施行規則第144条の2	航空機には運航規程を備え付けなければ、航空の用に供してはならない。	国際民間航空条約附属書上、当該書類は、書面での備え付けが義務付けられており、また、外国当局の検査対象となることからも電磁的方法による運用は想定されていないことから電磁的方法を可能とするための措置は予定していない。	なし
92	油濁防止緊急措置手引書等の備付け	海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律40の2第1項	同項に定めのある者は、油濁防止緊急措置手引書等を作成し、当該施設内に備え置き又は掲示しなければならない。	当該書面は、条約に基づく制度として作成、備付を義務付けており、条約においては電磁的方法を想定していない。 当該書面は油の不適正な排出があり、又は排出のおそれがある場合において直ちにとるべき措置について定めたものであり、緊急時の見読性確保の観点から電磁的方法による備え付けは現状容認できない。	なし
93	不動産鑑定士の設置	不動産の鑑定評価に関する法律第35条第1項	不動産鑑定業者は、その事務所ごとに専任の不動産鑑定士を1人以上置かなければならない。	事業活動の電子化如何にかかわらず、不動産鑑定業者が不動産鑑定業を営む上で専任の不動産鑑定士を置くことが必要。	なし
94	臨時総会の招集を請求する書面の提出	マンションの建替えの円滑化等に関する法律第28条	組合員は、総組合員の五分の一以上の同意を得て、会議の目的である事項及び召集の理由を記載した書面をマンション建替組合に提出して臨時総会の招集を請求することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
95	議決権及び選挙権の行使	マンションの建替えの円滑化等に関する法律第33条	組合員又は総代は、書面をもって議決権及び選挙権を行使することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
96	権利変換を希望しない旨の申出等	マンションの建替えの円滑化等に関する法律第56条	権利返還しない旨の申出や撤回の申出をする場合には、書面をもって行うことが義務づけられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
97	権利変換の処分	マンションの建替えの円滑化等に関する法律第68条	権利返還計画の認可、計画の変更の認可、軽微な計画の変更をした場合には、施行者は、関係権利者に関係事項を通知することが義務づけられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
98	解任請求代表者証明書の交付請求	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第4条	解任請求代表者は、解任請求書を添えた文書をもってマンション建替組合に対し解任請求代表者証明書の交付を請求することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし

省庁名 国土交通省

(4) 新規事項等

通番	取引・手続等名	根拠法令等	制度の概要	電磁的方法を容認することについての考え方及び今後の予定	共管の有無（ある場合は共管官庁名）
99	署名簿への署名及び押印	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第5条	署名しようとする者は、組合員であること等について立会人の確認を受けたうえで、署名簿に署名及び押印することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
100	解任請求書の提出	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第6条	解任請求代表者は、署名及び押印した者の数が一定数以上となった場合、マンション建替組合に対し立会人の証明を経た署名簿を添えて解任請求書を提出することが義務付けられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
101	代理権を証する書面の提出	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第8条	代理人は代理権を証する書面をマンション建替組合に提出することが義務づけられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
102	解任の投票又は解任の投票の結果の効力に対する異議の申出	マンションの建替えの円滑化等に関する法律施行令第11条	組合員は、マンション建替組合に対し、解任の投票やその結果の効力に関する異議の申出を、文書をもって行うことが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
103	議決権及び選挙権を行使	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第156条	組合員又は総代は、書面をもって議決権及び選挙権を行使することが認められている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
104	個別利用区内の宅地への権利変換の申出の方法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第87条	個別利用区内の宅地への権利変換の申出をする場合、申出書に、自己が施行地区内の宅地の所有者又は借地権者であることを証する書面を添付して、提出することが義務づけられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
105	権利変換を希望しない旨の申出等の方法	密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律施行規則第88条	権利返還しない旨の申出や撤回の申出をする場合には、書面をもって行うことが義務づけられている。	当該手続きに関しては、組合員の財産権に直接の影響を与え得る組合の運営に関する手続であるため、電子的手段の導入を認めるには、十分な制度的検討と高度な電子署名の認証サービスの普及が不可欠。	なし
106	料金の掲示	旅行業法第12条	旅行業者等は、事業の開始前に、旅行者から収受する旅行業務取扱料金を、営業所において旅行者に見やすいように掲示しなければならない。	営業所において、実際に来店する旅行者が、旅行業務取扱料金を確認できるようにすることが取引の透明性の確保を通じた旅行者保護の観点からは必要不可欠であるため、旅行業者等には料金の掲示義務があるものの、これは個々の電磁的取引を何ら妨げるものではない。	
107	旅行業務取扱主任者の証明書の提示	旅行業法第12条の5の2	名義貸しや不正取引防止等のため、営業所ごとに設置されている旅行業務取扱主任者は、旅行者からの請求があったときは、証明書を提示しなければならない。	旅行契約において、旅行者が旅行業務取扱主任者としての資格の有無を容易に確認できるようにすることが旅行者保護の観点から必要不可欠であるため、証明書を実際に提示させることが必要。	
108	標識の掲示	旅行業法第12条の9	旅行業者等は、旅行者等に自らが旅行業の登録を受けたものであることを明示するため、営業所において、一定事項を記載した標識を公衆に見やすいように掲げなければならない。	営業所において、実際に来店する旅行者が、旅行業者等が旅行業等の登録を受けていることを確認できるようにすることが取引の透明性の確保を通じた旅行者保護の観点から必要不可欠であるため、標識の掲示義務を課しているものの、これは個々の電磁的取引を何ら妨げるものではない。	